

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第五十六条の四を次のように改める。

（敷地と道路との関係）

第五十六条の四 建築物の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。次条第一項を除き、以下この章において同じ。）に二メートル以上接しなればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるものについては、この限りでない。

- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な法第四十三条第二項第一号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するもの
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の法第四十三条第二項第二号に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。